

令和6年度 湯沢市就学援助制度 援助の内容

(R6.4.1現在)

費目	内容	金額	対象学年	支給時期	備考	湯沢市立の学校				湯沢市立以外の学校			
						要保護		準要保護		要保護		準要保護	
						市内在住	市外在住	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
新入学 児童生徒学用品費	入学時に必要なランドセル、カバン等の通学に必要なとされる経費	57,060円 (定額)	小学校の就学予定者のうち希望者	入学前の3月	湯沢市外にお住まいで、湯沢市立小・中学校に通学している方は対象外です。住所登録のある自治体へお問い合わせください。	×	×	○	×	×	×	○	×
		57,060円 (定額)	小学校1年生	5月		×	×	○	×	×	×	○	×
		63,000円 (定額)	中学校の就学予定者のうち希望者	入学前の3月		×	×	○	×	×	×	○	×
		63,000円 (定額)	中学校1年生	5月		×	×	○	×	×	×	○	×
学用品費・通学用品費	ノート、鉛筆、消しゴム等通常学習に必要なとされる経費（実習教材費を含む。）	4,030円 (定額)	小学校1年生	8月		×	×	○	×	×	×	○	×
		4,700円 (定額)	小学校2～6年生			×	×	○	×	×	×	○	×
		7,730円 (定額)	中学校1年生			×	×	○	×	×	×	○	×
		8,400円 (定額)	中学校2～3年生			×	×	○	×	×	×	○	×
		3,800円 (定額)	小学校1年生	12月及び3月		×	×	○	×	×	×	○	×
		4,600円 (定額)	小学校2～6年生			×	×	○	×	×	×	○	×
		7,500円 (定額)	中学校1年生			×	×	○	×	×	×	○	×
		8,300円 (定額)	中学校2～3年生			×	×	○	×	×	×	○	×
校外活動費	学校外に教育の場を求めて行われる学校行事の交通費及び見学料（宿泊を伴うもの）	3,690円 以内	小学校全学年	実施の翌月	×	×	○	×	×	×	○	×	
		6,210円 以内	中学校全学年		×	×	○	×	×	×	○	×	
	学校外に教育の場を求めて行われる学校行事の交通費及び見学料（宿泊を伴わないもの）	1,600円 以内	小学校全学年	実施の翌月	×	×	○	×	×	×	○	×	
		2,310円 以内	中学校全学年		×	×	○	×	×	×	○	×	
体育実技用具費	スキー用具購入費	26,500円 以内	小学校1年生、4年生	2月	×	×	○	×	×	×	○	×	
	柔道用具購入費	38,030円 以内	中学校1年生		×	×	○	×	×	×	○	×	
	剣道用具購入費	7,650円 以内	(スキー用具、柔道用具又は剣道用具のうち、いずれか1つ)		×	×	○	×	×	×	○	×	
生徒会費	生徒会費又は児童会費として一律に負担すべきこととなる経費	4,650円 以内	小学校全学年	年額の納付が完了した翌月	×	×	○	×	×	×	○	×	
		5,550円 以内	中学校全学年		×	×	○	×	×	×	○	×	
PTA会費	PTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費	3,450円 以内	小学校全学年	年額の納付が完了した翌月	×	×	○	×	×	×	○	×	
		4,260円 以内	中学校全学年		×	×	○	×	×	×	○	×	
修学旅行費	修学旅行にかかる経費	22,690円 以内	小学校6年生	実施の翌月	○	×	○	×	×	×	○	×	
		60,910円 以内	中学校3年生		○	×	○	×	×	×	○	×	
卒業アルバム代	小学校又は中学校を卒業する児童生徒が通常製作する卒業アルバムの購入に要する経費	11,000円 以内	小学校6年生	3月	×	×	○	×	×	×	○	×	
		8,800円 以内	中学校3年生		×	×	○	×	×	×	○	×	
オンライン学習通信費	タブレットPC端末等の持ち帰り学習実施にあたって、自宅でインターネットに接続するために要する通信費	4,800円 (定額)	小学校3年生以上	8月	×	×	○	×	×	×	○	×	
		4,800円 (定額)	中学校全学年		×	×	○	×	×	×	○	×	
		4,600円 (定額)	小学校3年生以上	12月及び3月	×	×	○	×	×	×	○	×	
		4,600円 (定額)	中学校全学年		×	×	○	×	×	×	○	×	
学校給食費	給食費 単価：小学校280円、中学校320円	単価×食べた回数	小学校全学年	※ 給食センターへ直接支給します。	×	×	○	○	×	×	×	×	
			中学校全学年		×	×	○	○	×	×	×	×	
医療費	以下に掲げる疾病の治療のための費用 【学校保健安全法施行令第8条各号】 ・トラコーマ及び結膜炎 ・白癬、疥癬及び膿疱疹 ・中耳炎 ・慢性副鼻腔炎及びアデノイド ・う歯 ・寄生虫病（虫卵保有を含む。）	治療費全額	小学校全学年	※ 医療機関等へ直接支給します。 ※ 学校を通じて交付される専用の医療券が必要です。	○	×	○	○	×	×	×	×	
			中学校全学年		○	×	○	○	×	×	×	×	